

制 度 名	病児保育施設整備補助	主管課名	子ども未来課・保育G		
		問合せ先	029-301-3243		
目的・趣旨	病児保育事業の実施に必要な専用施設の整備に対して補助を行い、事業者の負担を軽減することにより、事業の普及拡大を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援する。				
〔対象団体〕 市町村及び市町村が補助する社会福祉法人、学校法人、医療法人等					
〔対象事業〕 市町村または社会福祉法人等が行う病児保育事業の施設整備費に対する補助（創設・改修費等）					
〔補助要件等〕 国及び県の実施要綱等に基づく					
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費					
〔補助限度額等〕 ○創設及び改築 本体工事費 48,113 千円 設計料加算 2,406 千円 ○その他、大規模修繕，特殊付帯，解体・仮設工事費加算あり					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
・市町村が整備を行う場合 ・社会福祉法人等が行う整備に市町村が補助する場合		1/3 3/10	1/3 3/10	1/3 3/10	－ 1/10
〔令和7年度当初予算額〕 71,965 千円		〔令和7年度補助対象団体〕 令和7年6月頃決定予定			
〔備考〕 ハード事業					